

第5回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成25年7月24日（水）午後6時30分～8時20分
2. 会場 文化福祉会館 2階10号
3. 出席委員 10人（欠席：なし）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化し、文脈、発言趣旨から並べ替えをしています。）

◎協議事項

○國吉部次長

前回の会議で質問された議員提案の条例の件数についてですが、議案は市長又は議員のどちらか一方からしか提案できない一部のものを除けば、双方から提出できるものですが、現在の状況としてはそのほとんどが市長提案です。議員提案で、条例の制定や改正を提案された件数は、平成21年度は0件、平成22年度は2件でその内訳は制定が1件、改正が1件、平成23年度は5件でその内訳は制定が1件、改正が4件、平成24年度は5件ですべて改正でした。今報告した数字は、議員と市長のどちらからでも提案できるもののうち、議員提案されたものを数えたものです。ですから、議会の内部に関することを定めた防府市議会委員会条例のように、議員からしか提案できないものは除いています。また、市長提案に対して議員が修正案を提出した件数は、平成21年度は2件ですべて条例の修正でした。平成22年度は5件ですべて予算の修正で、平成23年度は12件で条例の修正が6件、予算の修正が4件、計画の修正が2件、平成24年度は8件でその内訳は条例の修正が2件、予算の修正が6件でした。このようなことから、議会の活動が活発化していることが見てとれると思います。

○事務局

送付資料の確認。

前回の会議で質問された防府市自治基本条例制定後に制定された他市の自治基本条例のうち、防府市で規定していない事項について「参考資料」を使用して説明。

○委員長

今回の会議資料の参考資料（事務局が調べた平成24年4月以降に新しく自治基本条例を制定した32の自治体をまとめた資料）を使って説明していただきましたが、他市の条例にあって防府市の条例にない事項については、概ね個別の条例でカバーされているという状況でした。

次に本日の主な議題である「条例の見直しにかかる意見等の整理について」に入ります。これまでの意見をまとめた「資料1」について説明をお願いします。

○事務局

資料1、2の説明。

○委員長

提言書は資料2のような形で作っていくこととなります。資料1の「提言書に指摘事項として記載すべき事項」は、これから作成する提言書の「(1) 提言」の欄に記述していく文章になることをイメージしていただきながら、「第3章 市民及び市民等」からご意見をいただきたいと思います。この資料1の「提言書に指摘事項として記載すべき事項」は資料1の「意見等」から抜粋したものになっていますが、修正や追加の必要があるかどうか、また、条文の検証と改正の有無についてご意見がありましたらよろしく願いいたします。

(市民等の権利) 第6条 関連

○A委員

第6条「市民等の権利」の「提言書に指摘事項として記載すべき事項」の欄の「自治基本条例の存在と意義を伝える」と書いてあるが、これは「自治基本条例の意義を伝える」という記述の方がいいと思います。あと、「学校教育における」より「学校教育の副教材として」とした方がいいと思います。

○委員長

「存在」と「学校教育における」のところですが、他にご意見がなければ、そのような形に文章を直させていただきます。

○事務局

「提言書に指摘事項として記載すべき事項」の欄の文章は、各条項に対する意見（「意見等」の欄）をまとめた提言部分なので、現行の条文を変更（追加・修正）した方が良くという意見として提言書に記載するのではないということです。

○B委員

取組みについては、いろいろと紹介していただき議論してきましたが、条文については、まだ議論をしていないと思います。指摘事項として「取組みが望まれる」とするなら、条文に入れる必要があると思います。「市民等の権利」や「市民等の責務」について市民に関心を持たせるためには、小さいときから教育をした方がいいという意見でした。子どもや高齢者、障害者などあまり細分化されてはいけませんが、子どもについては違うと思うので、子どもや青少年に関する規定を盛り込んでいいと思います。

○C委員

子どもや青少年の定義について、年齢の区切りはどう考えられていますか。

○事務局

法律や条例によって様々だと思います。

○委員長

他市の条例では、「満20歳未満の青少年や子ども」という表現が使われています。子どもの定義について、条文に全く書いていないところもあります。

○A委員

法律的にはどうですか。

○事務局

法律もいろいろありますが、例えば児童福祉法では18歳未満となっています。

○A委員

児童福祉法を基準とすれば、18歳未満は子ども、それより上は青少年ということになりますね。

○委員長

何を基準とするかの判断は難しいところですね。

○D委員

基本条例なので、狭義に定めるより子どもや青少年と幅を持たせ、個別条例で目的に応じて定義するのがいいと思います。法律によっても適用される年齢が違うので、防府市自治基本条例で明確に定めると読みにくい気がします。

○A委員

年齢にはあまりこだわらない方がいいと思います。

○委員長

B委員の提案は「第3章 市民及び市民等」に「市民等の権利」とは別に、新しい条文として「子どもの権利」を追加するという意見でした。

○A委員

他市が記載しているような「子どもの権利」を付け加えることはできますか。

○委員長

「参考資料」にある大和郡山市は、「市民等の権利」とどういうつながりで第7条「青少年及び子どもの権利」を記載していますか。

○事務局

大和郡山市の第5条は「市民の権利」について規定されており、市民はまちづくりの主体として、知る権利や市政に参画する権利を有し、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心

な生活を営む権利を有すると記載されています。第6条には「市民の責務」が規定されており、子どもの権利に関しては、参考資料に記載しているとおりの第7条「子どもの権利」で規定しているだけで、別の条項などで定義はしていません。

○A委員

大和郡山市は、第7条に条文として出しているのですね。B委員の提案を条文化するのであれば、このような形が分かりやすくいいと思います。

○委員長

第3章は、第7条の次に新しく1条増えるということになりますね。項ではなく条で起こさないといけませんね。

○D委員

大和郡山市は、市民の定義を防府市の「市民等」と同様の内容にしているかと思いますが、市民の大人、子ども、障害者を条文で分けて定義していますか。

○事務局

大和郡山市の条例での市民の定義は、防府市の条例と似ていて「市内に居住するもの、市内で働くもの、学ぶもの、及び市内で事業を営むもの」と広く捉えています。市民の権利を第5条で「まちづくりの主体として、市政に参加、参画する権利がある」と謳っており、第7条では「子どもの権利」として、「まちづくりに参加、参画することができる」と市民全体とは別に子どもだけを重ねて規定しています。

○D委員

防府市自治基本条例を作ったときに、子どもを分けると他にいろいろなことを分けていけないといけけないので、市民等で包含した方がよいという協議がなされたと説明をいただきました。これから子ども以外のことにも目を向けたとき、例えば「市民団体の育成」などの項目が必要ではないかなど、細分化したものをどんどん付け加えていくことになると、条が多くなり、市民に理解していただくのに分かりやすい部分もあるかもしれませんが、内容が重複し逆に混乱する部分が出てくるので、そのあたりは相当整理に力を入れていかないといけなくなると思います。

○委員長

条文として子どもに関する規定を設けることは、最近の傾向ですね。

○事務局

子どもについては多くの自治体において、施策として取り組んでいます。そうしたことから、子どもという言葉条例名に入れて、子どもの権利条例などを個別条例として制定しているところがあります。自治基本条例の中で子どもを規定しているのは、参考資料で示している程度ですが、個別条例

としてはいろいろなところで制定されています。自治基本条例で定める方がいいのか、施策の中の1つとして個別条例で定める方がいいのか検討が必要と思われます。

○委員長

子どもの問題が大きな課題として出てきていますが、自治基本条例の改正で入れるのか、個別条例とするのか難しいところですね。

○國吉部次長

子どもを特出ししているのは、市民を年齢や障害の有無などで分けたときのタイプの1つとしてではなく、少子高齢化もあって未来を担う子どもたちが特別にクローズアップされているからだと思います。それをどこで定めるかはそれぞれの市の考え方によると思います。ただ、今回の条文化に関する話の出発点は、子どもの権利についてではなく、若い人が市政に関心を持ってもらう仕組みをつくるためだったと思います。そういう視点で考えると「市民等の権利」や「市民等の責務」に条文として入れるよりも、市の施策などに入れ込む形もあると思いました。

○C委員

近年子どもについての条例等が増えているのは、子どもの存在の大切さや価値が高まっているからだと思います。少子高齢化が進んでいくなかで、間違いなく子どもを育てることはとても大事なことなので、特別な条例や項目を作ることはそれなりの意味があると思います。防府市は都市部の他市に比べて転勤の子どもが少ないので、そういった利点や特徴を生かして、小学生のときから一貫した教育を行うことが効果的だと思います。

○E委員

学校教育において、市政に関心を持ってもらうための取組みを行うことは、いい施策だと思うのですが、「副教材の作成と教師の研修」に限定せずに「副教材の作成や教師の研修を進めるなど具体的な取組みが望まれる」とするなど、幅を持たせた表現にしてほしいと思います。具体的な取組内容は、事業を計画する際に、関係者が検討していくとした方がいいと思います。

○A委員

新聞記事に、「現代は1人の子どもを育てるのに、町中（まちのみんな）で育てていかなければならない時代である」と掲載されていましたが、私も同感です。1人の子どもを立派な大人に育てるには、地域をあげて地域全体で育てていくという環境づくりが必要だと思います。未来の防府を背負って立つ子どもを育てることについては、自治基本条例に謳うのか、他の何かで定めるのかは別にして何らかの取組みが必要だと思います。

○F委員

私も子ども会や青少協などの活動を通じていろいろな地域の方々と交流がありますが、防府市は全体的にみて、子どもや子育てについて関心が高い地域だと思います。なので、条例の「市民等」に子

どもも含まれてはいますが、子ども達自身が自分達に関することが書いてあると分かるような内容や、市民等が子どもに関する取組みをしなければいけないと思うような内容が、前文や条文の中にあってもいいと思います。そうすることで、防府市の自治基本条例は他とは違うということになると思います。

○A委員

勝間地域では、年に1回、地域を流れる川の一斉清掃をしています。そこに国府中学校の生徒が80人ほど参加しています。危険な作業も伴う中で、ふざけている子どもがいればその子を地域の大人がしっかりと叱る姿を見て、この活動はすばらしいと思いました。「地域で子どもを育てていかなければいけない」ということを条例に謳うかは別にして、特別に出した方がいいと思います。

○F委員

県では子育て文化創造条例を制定されており、とてもいいことが記載されています。県内の市で子どもに関する条例をつくったところはまだないと思うので、是非進めていただきたいです。

○B委員

防府市は特に教育に力を入れるということを全面に押し出すために、防府市自治基本条例の中に入れた方がいいと思います。「第23条 危機管理」と同じようなレベルで教育についても記載していいと思います。

○A委員

特徴があっていいと思います。

○委員長

「第6条 市民等の権利」の後に「第7条 市民等の責務」があり、権利と責務を対にした条文の構成になっています。そこに子どもの権利を入れ込むと条文の整合性がとりにくくなると思うので、どこに入れたらいいでしょうか。山口県はコミュニティスクールの数が300を超えており、全国1位です。防府市のほか、いくつかの市で全小・中学校が移行していますが、子どもの権利を条文に入れ込むと防府市の特色になるとは思いますが、整合性の問題などもありますので、本当に条文化するのか、それとも仕組みをつくっていくよう提言書にまとめていくか、どちらがいいでしょうか。

○A委員

それは、専門的な立場で検討していただけたらいいと思います。

○D委員

何らかの条例で整備することを目指すなら、「子どもや青少年の権利や義務を明確にするための取組みについて、条文化はできないでしょうか」と提言として入れたらどうでしょうか。自治基本条例に条文で入れた方がいいのか県のように個別に条例をつくる方がいいのか、掘り下げていくところの表

現は難しいと思います。

○E委員

子どもの教育は、学校教育だけではなく、社会教育、家庭教育がありますが、全体がいい方向にいくといいと思います。

○委員長

条文の整合性もあるので、事務局の方で提言書の形でまとめるときに今出た意見を踏まえて、提言部分の文章の検討をもう一度お願いします。まとめていただいたものをまた次回検討いたしましょう。

次は「第4章 市議会」ですが、ご意見がありましたらよろしく願います。

(市議会の役割と責務) 第8条、(市議会議員の責務) 第9条 関連

○G委員

議会についてですが、条例をつくられ、積極的に取組みをされていると思いますが、取組みをされている内容は市民が議会に行けば知ることができる状況だと思います。防府市の議員が視察に行かれたという情報については、ホームページで検索しても全く出てきませんでした。逆に他市の議員が防府市に視察に来られた情報は結構出てくるので、防府市の議会もそういったことは公開した方がいいと思います。

○A委員

インターネットでは、視察の報告などの配信をしていますか。

○吉川部長

個人で配信されている方はいると思いますが、組織としてはしていません。視察は公費で行っており、委員会としての視察なども行っておられるので、議会の方にご意見があったことを伝えます。

○A委員

公費で行っているのので、インターネットを通じて配信することは義務だと思います。

○委員長

他市で、公費で行っている視察を組織的に配信したり、議会のホームページに掲載したりしているところはありますか。

○吉川部長

しているところはあると思います。

○委員長

「第8条 市議会の役割と責務」の情報公開のところに、責務として書き込めますね。

○A委員

書き込んでいいと思います。

○C委員

義務だと思います。

○A委員

当然のことだと思います。

○委員長

「第8条 市議会の役割と責務」に書き込みましょう。

○A委員

議会の本会議や一般質問、委員会を日曜日や夜間などに行うことを取り入れている自治体が増えています。現在は、一般の市民は傍聴に行きたくても、時間の制約などあってなかなか行けません。議会の開催日時を工夫することで議会の傍聴も増えると思うので、自治基本条例を定めるレベルであれば、そういうことを行っていくべきだと思います。

○委員長

条例には、情報公開は積極的に推進しなければならないと記載されていますので、議会のインターネット中継が始まりましたが、もっと市民が参画できる機会をつくって欲しいということですね。

○B委員

「第9条 市議会議員の責務」についてですが、いろいろな条例を策定するに当たっては、自治基本条例との整合性を図る必要があると思いますので、「市議会議員は、条例等を策定するに当たっては、自治基本条例との整合性を図るものとします」と入れてはどうでしょうか。

○事務局

防府市自治基本条例の位置付けは、「第2条 位置付け」のところで「本市における自治の最高規範」と規定されていますので、市議会の「第8条 市議会の役割と責務」や「第9条 市議会議員の責務」のところでそのように規定することは、条例を全体で見たときに規定内容が重複してしまうと考えます。

○委員長

では、次に「第5章 執行機関」について、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

(市長の役割と責務) 第 10 条、(市の職員の責務) 第 12 条 関連

○D 委員

「第 10 条 市長の役割と責務」の意見等には職員の研修のことが記載されており、「第 12 条 市の職員の責務」と関連しているので、包含したらいいと思います。

○委員長

第 5 章の全体にかかってくるね。

○B 委員

市職員の研修ですが、「第 12 条 市の職員の責務」には、市職員が自分で勉強することが記載されていますが、提言として集約されているのは「市民と一緒に勉強することでより開けた研修ができる」と読めます。第 3 項として付け加えるといいと思います。

○委員長

では、「提言書に指摘事項として記載すべき事項」にある「機会を設けていただきたい」という表現を「取組みを進める」という表現に変えましょう。

○B 委員

ここの意図を何らかの形で条文として追加できるかと思います。

○委員長

他市の条例で、研修について似たようなところがあれば、次回お示しをお願いします。

次の「第 6 章 総合計画」について、いかがでしょうか。

(総合計画) 第 13 条 関連

○C 委員

道路や建物の建設には経費や手間がかかっているので、事業を継続する場合や中止する場合はその理由を含めて、市民に公表できる仕組みが欲しいです。

○委員長

「第 13 条 総合計画」に、「第 18 条 行政評価」の記載と同じ「第三者委員会を設置し～」を入れましょう。

「第 14 条 市長等の組織」、「第 15 条 情報の提供及び公開」、「第 16 条 個人情報の保護」、「第 17 条 説明責任と応答責任」については、いかがでしょうか。

(意見なし)

○委員長

特になければ、「第18条 行政評価」、「第19条 行政手続」、「第20条 法令遵守」について、いかがでしょうか。

(行政評価) 第18条、(公益通報) 第21条 関連

○B委員

「第18条 行政評価」の第3項に、「市長等は、行政評価の実施に当たっては必要に応じ、市民等の参画による審議会等の設置をする」と入れることはできますか。

○委員長

議会との関わりもあり、難しいところもあると思いますがどうですか。

○事務局

この段階で、第3項に条文として入れるかどうかの即答は難しいです。

○吉川部長

行政評価の公表を始めてまだ2年目なので、いきなり第三者委員会の設置を条文として記載することは厳しいですが、そういう方向に向けて改善を積み重ねているところなので、提言をいただければ、スピードは速くなると思います。

○E委員

「制度の検討をお願いしたい」となっていますが、「検討」という言葉は消極的な言葉だと思いました。

○吉川部長

「検討」という言葉は、私たちが使うときにはかなり積極的な意味で使いますが、受ける時の表現としてはどうでしょうか。「検討されたい」などの語尾に変えましょうか。

○E委員

そうですね。

○委員長

語尾の記載を積極的な表現に変えましょう。

公益通報の実績はありますか。

○吉川部長

市としてはありません。

○委員長

では、次の「第22条 政策法務」、「第23条 危機管理」について、いかがでしょうか。「第23条 危機管理」では、指摘事項として情報提供だけが記載されています。危機管理体制なので、意見等にも体制や仕組みのことが出ていますが提言書に入れなくてもよかったですでしょうか。

(危機管理) 第23条 関連

○C委員

危険度ランクをつけ、避難する場所を具体的に決めていただき、自治会の回覧やインターネットなどで情報発信をして欲しいです。災害の種類別の避難場所を分かりやすい情報にして、前もって提供していただけたらいいと思います。

○F委員

牟礼で青少年の関係で小学生を対象に体験活動をしています。その中に防災を取り入れています。子どもが自主判断できるようになることを目的に、実際にハザードマップを広げさせて、いろいろな災害がおきた場合を想定して、応用が利くような形でシュミレーションをさせています。自主防災組織の研修会はありますが、自治会の役員くらいしか参加されていません。ハザードマップなどは配られてはいますが、災害がおきた時に家にいる市民が活用できないと意味がないのに、講習もなく自主的に行う方もいない状況です。市民参加型で定例的に講習会などができないでしょうか。学校では避難訓練をされているようですが、子ども達が自分で考えて逃げるができるような取組みは行われているのでしょうか。行政で行っている取組みや情報があれば教えてください。

○吉川部長

小・中学生を対象とした講習を学校ごとに巡回して行っています。地区の自主防災組織の指導も集めて行っていますが、これは地区によって取組み方が随分違います。7月21日の「防府市市民防災の日」に徳山工業高等専門学校の准教授である目山 直樹さんが講師をされた特別講演会がありました。その中で、「学校だけでやっているとPTAだけになるので、地域もしなければならない。そのために、別のアプローチを考えていかなければならない。」とおっしゃっていました。ご存知でない方もいらっしゃるのですが、平成21年の災害もあり、防府市は他市よりは取組みが進んでいると思います。自助、共助、公助のうち、まず自分自身の命を守る自助の意識を持ってもらうことが一番大事なところだと思っています。

○F委員

親が勤務先にいる状況で災害が起きたとき子どもはどう行動するか、学校で一度でも体験をさせておくと実際の避難行動に繋がっていくと思います。こういったことは、社協や行政だけが行うことではないと思うので、いろいろな団体と協力しながら、また行政から知恵をいただきながら、地域で少

しずつ取り組んでいます。「第23条 危機管理」については、行政に頼ってばかりの条項になっていると思うので、自助や共助の部分がのびたらいいと思います。

○G委員

私たちのNPO法人でも、2、3年前に防災に関する取り組みとして、華城小学校の体育館を借りて、小学校を中心とした地図を行政に用意していただいていた行いました。保護者と子どもがハザードマップとものさしを持って地域を歩き、押し寄せてくる水位を確認するなどの取り組みを行いました。

○F委員

行政や自主防災組織だけではなく、そういう動きがあったらいいと思います。

○G委員

行ったのは夏休みの1日だけでしたが、自助や共助に繋がると思います。

○F委員

どこかがやるものという感覚が、地域の方にあると思います。

○B委員

「第23条 危機管理」の条文には、体制の整備しか記載がないので、「市長等は、市民等にわかりやすい危機管理に関する資料を作成し、公表するとともに周知に努めなければなりません」と入れてみたらどうでしょうか。

○H委員

市外から防府市に勤務している人については、会社の周りの地理や避難所などが分からない人や会社が危機管理をしていないところもあると思うので、企業が危機管理を徹底するようどこからか働きかけがあればいいと思います。

○委員長

仕組みだけでなく、地域における市民団体等と連携した組織的な防災教育の推進も重要との意見が出たので、これを「提言書に指摘事項として記載すべき事項」のところに「わかりやすい情報の提供」の文章に追加し、「防災教育の推進」という文章も入れていただきたいと思います。

では、次回の日程についてお願いします。

○事務局

第6回協議会の日時について→9月18日（水）18時30分。

会場は開催通知にてお知らせします。

○事務局

会議録の修正等がありましたら、7月中にご連絡をお願いします。